

## 全国就労移行支援事業所連絡協議会 規約

(名称及び事務所)

第1条 本協議会は「全国就労移行支援事業所連絡協議会」と称し、事務所は横浜市磯子区新杉田町8番地の7に置く

(目的)

第2条 本協議会は、就労移行支援事業所の必要性と重要性を検証し、障害者の一般就労の促進をより一層図るための施策提言を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う

(ア)就労移行支援事業の目的を達成するために必要な情報交換

(イ)就労移行支援事業のノウハウの構築と普及・啓発

(ウ)就労移行支援事業および障害者の一般就労の促進に係わる制度や政策の提言

(会員)

第4条 会員は、協議会の目的及び活動に賛同し、入会の承認を受けた就労移行支援事業所を運営する公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人の代表者、及び、それらの法人が運営する就労移行支援事業所を代表する者とする。

- 2 会員が代表する就労移行支援事業所は、就労定着支援体制加算が、就労後6か月～12か月で25%以上の実績、もしくは、就労後36か月までの就労定着支援体制加算の総和が123単位以上の実績のある事業所とする。

(賛同団体)

第5条 就労移行支援事業所を運営していないものの、障害者の一般就労実現のために活動している団体で、本協議会の目的に賛同し、承認を受けた団体は、賛同団体として本協議会の活動を賛助することができる。

(入退会)

第6条 本協議会に入会しようとする者は、書面を持って申込み、幹事会の承認を受けなければならない。

- 2 本協議会を退会しようとする会員は、書面を持ってその旨を届出なければならない。

(役員)

第7条 本協議会に、次の役員を置く。役員は会員の互選によって定める。

(ア)会長(1名)

(イ)副会長(若干名)

- 2 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 役員任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 副会長が、その任期の途中で、辞任を申し出たとき、又はその所属の機関における人事異動等に伴い、後任者への交代を申し出たときは、第8条第6項の規定にかかわらず、会長の承認をもつ

て退任又は交代するものとする。この場合、会長は、会員にすみやかにその旨を通知しなければならない。

(総会)

第8条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 総会は、会長が主宰し、議長を務める
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
  - (ア)規約の制定及び改正
  - (イ)役員を選任
  - (ウ)幹事指名の承認
  - (エ)基本運営方針の決定
  - (オ)その他本協議会の運営に関して重要な事項の決定
- 7 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、他の出席会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
- 8 総会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(幹事会)

第9条 本協議会に幹事会を置く

- 2 幹事会は役員及び幹事事業所をもって構成する。
- 3 幹事事業所は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- 4 幹事事業所の数は、最大12事業所とし、その任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 幹事会は、本協議会への入会申し込みを承認するほか、本協議会の運営・企画に関して重要な事項について総会に提案し、及び会長が必要と認めた事項について決定する。
- 6 幹事事業所は、毎年4月末までに年会費3万円を納入するものとする。

(事務局)

第10条 本協議会にかかる会計や庶務等の事務を処理するために事務局を置く。事務局は、役員の手統括のもと、社会福祉法人電機神奈川福祉センターが担う。事務に関わる詳細は、幹事会において定める。

- 2 事務局には事務局長を置くことができる。事務局長は会長が選任し、事務局の運営全般を統括するものとする。

(事業年度)

第11条 本協議会の事業年度は、設立初年度は、設立総会から翌年3月31日までとし、その後は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第12条 この規約は、幹事会の議決を経て、総会の議決を経なければ、変更することができない。

(解散)

第13条 本協議の解散は、幹事会における幹事事業所現在数の3分の1以上および総会における会員現在数の3分の1以上の議決を経なければならない。

(雑則)

第14条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は平成24年8月22日から施行する。
- 2 平成24年11月22日 第1回総会にて一部改正
- 3 平成26年3月7日 第2回総会にて一部改正
- 4 平成27年6月5日 第3回総会にて一部改正
- 5 平成28年5月20日 第4回総会にて一部改正
- 6 平成29年5月26日 第5回総会にて一部改正